

関係府省提出資料

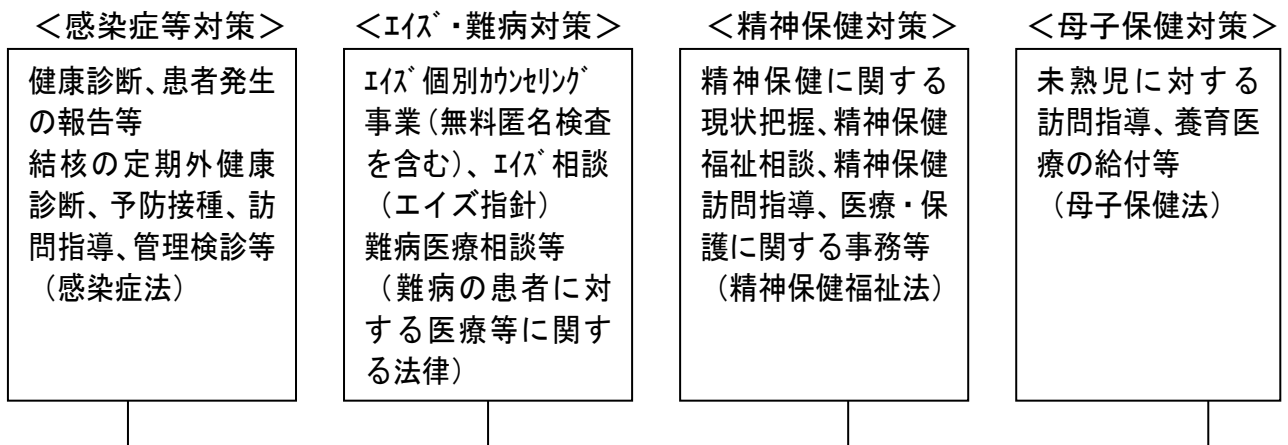
通番	ヒアリング事項	府省	ページ
20	保健所長の資格要件に係る特例期間の延長	厚生労働省	1～3
1	旅館業に関する規制緩和	厚生労働省	4～10
15	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等	国土交通省	11～46
9	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲	経済産業省	47～51
28	計量法に規定する検査期間の延長	経済産業省	52～58
8	緑地面積率条例制定権限の町村への移譲	経済産業省	59～60
31	市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲	経済産業省 総務省	61～66

保健所の主な業務

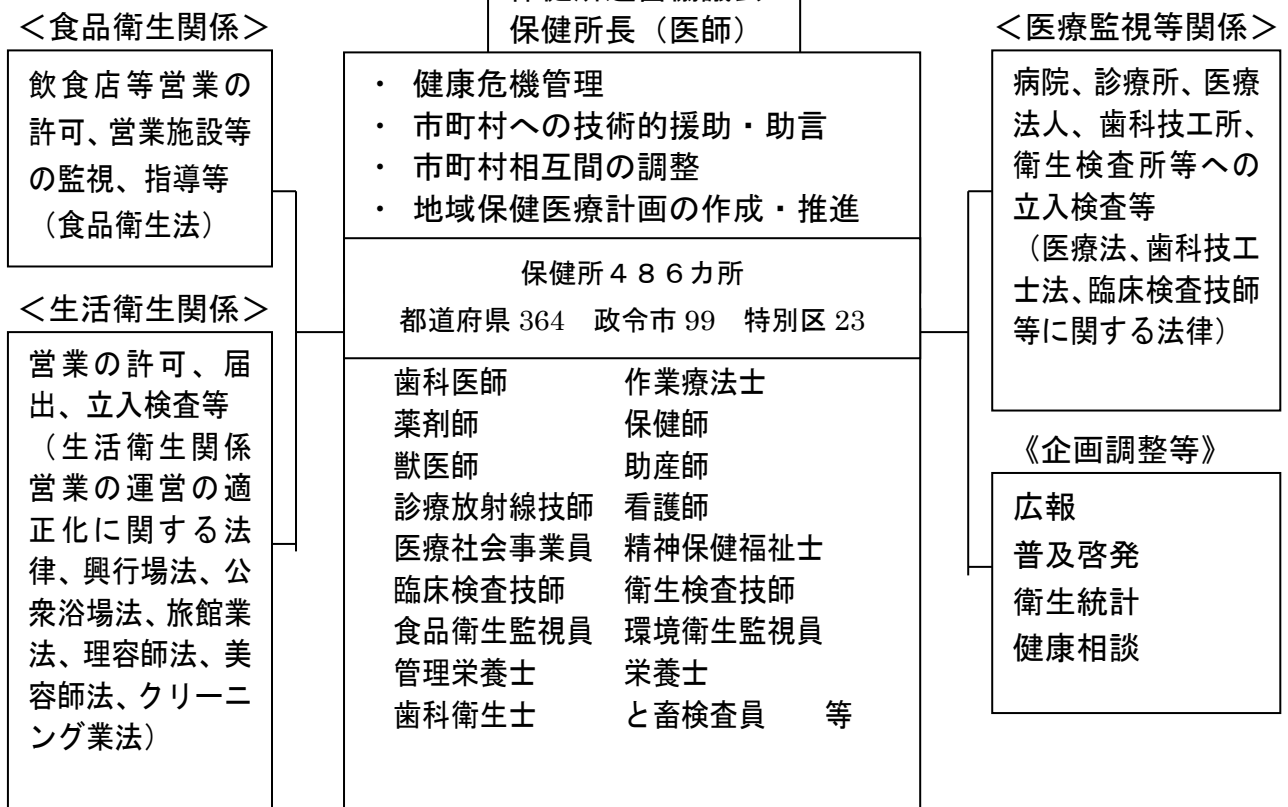
保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種による緊密な連携を要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う機関である。

地域保健法により、486カ所：都道府県（47）に364カ所、政令で定める市（72）に99カ所、特別区（23）に23カ所設置されている。（平成27年4月1日現在）

《対人保健分野》



《対物保健分野》



* これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等（薬事法）、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等（狂犬病予防法）、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等（あん摩マッサージ指圧師等に関する法律）の業務を行っている。

保健所の設置について

○地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八条第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

第十条 保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

○ 保健所長の医師資格要件についての法的位置づけについて

1 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

（職員）

第十条

保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

2 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）（抄）

（所長）

第四条

保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第五条第一項（※）に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程（以下「養成訓練課程」という。）を経た者
- 三 厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認められた者

※ 地域保健法第五条第一項

保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 前項の規定にかかわらず、法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が医師をもつて保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期間を限り、次の各号のいずれにも該当する医師でない同項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて保健所の所長に充てることができる。

- 一 厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認められた者
- 二 五年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 三 養成訓練課程を経た者

3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、一回に限り、当期間を延長することができる。ただし、二年を超えることはできない。